

計画の推進のために

1 . 市内推進体制の整備

本計画を総合的かつ計画的に推進するにあたっては、各部局が連携し、各施策について横断的な調整・協議をする場が必要です。

このため、環境担当課が中心となり調整推進します。

2 . 市民・事業者・行政の連携による推進

環境にまつわる様々な問題は、行政のみならず、市民の日常生活や事業活動における意識的な環境への配慮を積み重ねていくとともに、自主的な参加による環境保全活動が活発に行われなければ、解決していくことは困難です。

このため、本計画は、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれ担うべき役割について認識し、各々の責務を果たしながら、相互に協力・連携して推進します。

3 . 広域的な連携による推進

大気や水質・水量の回復など、環境に関する分野では広域的な連携による取り組みが欠かせません。このため、本市行政と国・県・周辺市町村との連携はもちろん、市民活動においても広域的な結びつきの形成を促進し、本市を中心とした環境の保全・育成・回復を図ります。

【推進体制図】

